

舞鶴市建設工事の入札における最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が競争入札により行う建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（地方自治法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき設ける最低制限価格及びその運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設定対象)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、次のいずれかを除く工事の入札とする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用するもの
- (2) 総合評価落札方式によるもの

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格の算定にあたっては、次項に基づくほか工事の難易度等を勘案するものとし、その運用については別に定めるものとする。

2 予定価格算定の基礎となった次の各号に定める額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 最低制限価格は、前2項に基づき複数の契約担当職員が算定した額の平均値（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

4 開札の結果、無効となった者を除く全ての入札者の入札金額が前項の額を下回った場合は、次に掲げるものを除く全ての入札者の入札金額の平均値（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を最低制限価格とする。

- (1) 予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る入札価格
- (2) 予定価格を事前公表する場合における予定価格を超える入札価格
- (3) 入札が無効となった者の入札価格

5 最低制限価格は入札後に公表するものとする。この場合、前項により最低制限価格を決定した場合はその経過を公表するものとする。

(落札者の決定等)

第4条 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格を以て申込みをした者がいないときは、無効となった者を除き再度入札を行うものとする。ただし、再度入札に参加できる者が2者に満たない場合はこれを行わない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月22日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- 2 前項の施行日前に入札公告等を行った工事については、従前の例による。
- 3 平成16年6月以降の工事の入札における最低制限価格に関する事務の取扱いについては第5条によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。